

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」( .H21年度 指摘)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
1	21	指摘	兼務職員人件費	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	産業創出課	特に企業立地推進課は県庁職員が兼務しており人件費は県庁が支払っているため、財団の会計には事業直接費のみが計上されており、人件費が計上されていない。#5(地域産業活性化企業誘致活動強化事業)及び#6(中予地域情報サービス関連産業活性化人材養成等事業)の事業について県が負担した人件費のうち事業にかかわる金額は財団の会計に計上すべきである。	当該職員は、職務専念義務の免除(県行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要な場合に本来業務に支障のない範囲で従事。)により、財団業務に従事させており、その性質上、財団業務への従事はあくまで必要最小限の範囲であり、また、県職員としての本来業務との明確な線引きも困難であることから、財団会計に兼務職員の人件費を計上することは困難である。
2	21	指摘	小規模企業設備資金制度	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	経営支援課	ただし、当該制度の条件として、設備導入して一定期間経過後に、付加価値額もしくは1人当たり付加価値額の一定比率以上の向上が見込まれることが要件として定められているにもかかわらず、事後管理として、この点についての適切な確認作業が行われていない。県の担当課によれば、事後の確認作業は要件となっていないとのことであるが、制度の趣旨からみて適切に運用されているとは言えず、改善が求められる。	付加価値額向上の要件は、設備導入の効果を予測し、導入の必要性を判断するためのものであり、設備導入後の確認は、制度上要件とされていないが、企業の業況把握は債権管理上も重要であることから、財団において、定期的に決算書類の提出を求めることとした。
3	21	指摘	貸与事業の債権管理	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	経営支援課	財団は、未収貸与料債権管理規程に基づき、債務者及び連帯保証人と常時接触を保ち、より早期に内容証明郵便を送付し、履行期限を延長することが実情に応じた管理といえるか等を検討し、少なくとも貸与料の支払いに半年の遅滞が生じた段階で法的措置をとるべきであった。 これらの措置をとることなく、支払いの請求等をすることと、最終的に貸倒償却せざるを得なかったことは、財団に債権管理能力が欠けていたことを意味するものであり、内部管理体制を確立せずにリスクの高い貸付事業を実施したことは適正とはいえない。	財団では、債権の管理を適正に行うため、未収貸与料債権管理規程を定めているが、実際には、規定どおりの処理がなされているとは言い難い事例が認められたことから、今後は、未収債権を適正に管理するため、債権管理規程の遵守について、財団を指導する。 財団では、平成22年4月に、債権管理規程の適正かつ円滑な運用を図るため、「貸与料等債権管理検討委員会」を設置し、貸与先の指導や未収債権の償却等に関する検討を行なっている。 なお、法的措置への移行時期については、債権管理規程に明示しておらず、個々の事例に即して判断するものである。
4	21	指摘	貸与事業の債権管理	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	経営支援課	ほぼ全ての企業について、未収貸与料債権の管理にあたり、債務者及び連帯保証人と常時接触を保っていたとは言い難く、本規程に違反している。 ほぼ全ての企業について、遅延が生じた場合、少額であってもかまわない、毎月支払ってほしい、できるだけ多く支払ってほしいなどとして支払を求め、企業及び連帯保証人の資産状況等を確認しておらず、実情に応じた管理方針を定めたとはいえず、本規程に違反している。 さらに、単に支払の延期を求めるのみであるなど、支払について誠意がみられないケース、話し合いでの解決が困難なケースにおいても、法的手続の申立を行っておらず、本規程に違反している。	( 3の回答に同じ)

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」( .H21年度 指摘)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
5	21	指摘	貸与事業の債権管理	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	経営支援課	<p>小規模企業者等設備貸与事業等円滑化補助金については、これが貸倒償却に充てられることによって、住民に利益がもたらされるとは言い難い。そもそも、未収貸与料債権は、これを適切に管理し、必要に応じて法的措置を検討・実行していれば、回収できた部分も多いと考えられる。</p> <p>さらに、やむを得ず生じた未収貸与料債権についても、これを償却することにより特段の不利益が生じたとは考えられない。</p> <p>以上より、客観的に公益上の必要性があったとは言い難い。</p> <p>また、未収貸与料債権を適切に管理することなく、補助金をもって償却することが、利用者の費用負担軽減、貸与事業等の促進という目的に従うものとは言い難い。</p> <p>未収分が生じた場合には、本人の資産状況等を十分に考慮し、必要に応じて、法的措置を検討・実行し、やむを得ず生じた未収貸与料債権については、償却すべきであったと考えられる。</p>	<p>小規模企業者等設備貸与事業等円滑化準備資金補助金は、国の中小企業総合事業団(当時)が実施していた機械類信用保険制度(貸倒額の50%を保険金で補填)が平成14年度末で廃止されたことから、設備貸与利用者の負担増加を抑制するため、国の補助事業等により平成15～17年度に全国一律で実施したものである。</p> <p>同補助金は、信用力の低い小規模企業者の設備導入を促進し、負担軽減を図るうえでも公益上の必要性はあったと認識している。</p> <p>なお、未収債権の償却については、未収先企業の実態や回収可能性を十分に調査・検討したうえで、回収見込みのないものは、債権償却基準に従い適切に処理するよう財団を指導している。</p>
6	21	指摘	C1 小規模企業設備資金制度	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	経営支援課	<p>貸借対照表・その他の流動資産に計上されている未収規定損害金Bの債権残高18,298千円を貸倒処理すべきである。なお、損失の50%相当額は機械類信用保険から保険金を受領している。</p> <p>リース会社の債権回収業務が終了し、以後は財団が債権回収を行っているにも拘らず、債権の会計処理が未処理である。</p>	<p>未収規定損害金Bは、コンピュータ西暦2000年問題対応情報化機器等貸与支援事業による貸与案件について、未収が発生したためにリース契約を解除した場合の損害賠償金であり、2社分18,298千円が未収である。</p> <p>未収規定損害金Bについては、未収先企業の実態や回収可能性を十分に調査・検討したうえで、回収見込みのないものは、債権償却基準に従い適切に処理するよう財団を指導している。</p>
7	21	指摘	C2 小規模企業設備資金制度	(財)えひめ産業振興財団	経済労働部	経営支援課	<p>コンピュータ西暦2000年問題対応情報化機器等貸与支援事業補てん準備基金残高を県へ返還処理等すべきである。</p> <p>仮に50%相当の保険金を受領したとして単純計算すると、基金残高は9,610千円(18,759千円-18,298千円×50%)となる。</p>	<p>コンピュータ西暦2000年問題対応情報化機器等貸与支援事業補てん準備基金は、コンピュータ西暦2000年問題対応情報化機器等貸与支援事業による貸与案件について貸倒が発生した場合の損失の補填等に充てるため、国の補助事業により造成された基金であるが、財団では未収規定損害金Bの貸倒償却処理を行っていないため、現在18,759千円の基金残高がある。</p> <p>未収規定損害金Bについては、未収先企業の実態や回収可能性を十分に調査・検討したうえで、回収見込みのないものは、債権償却基準に従い適切に処理するよう財団を指導しており、基金についても、貸倒償却処理後の不用額について県に返還させた。</p>